

## 自主防災訓練に関する実施要綱

平成14年12月9日

要綱第50号

### (目的)

第1条 この要綱は、自主的な防災体制の確立を図るため、住民自らが行う訓練について標準的な実施方法等の必要な事項を定めるものとする。

### (訓練の種別)

第2条 訓練の種別は、次のとおりとする。

- (1) 個別訓練
- (2) 総合訓練
- (3) 合同訓練

### (個別訓練)

第3条 個別訓練の項目は、次のとおりとする。

- (1) 通報連絡訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出救護訓練
- (5) 炊き出し訓練
- (6) その他の訓練

### (訓練内容)

第4条 個別訓練は、訓練項目ごとに実施し、その内容は次のとおりとする。

- (1) 通報連絡訓練
  - ア 被害状況の情報収集
  - イ 防災関係機関への通報
  - ウ 地域住民への連絡

エ その他

(2) 消火訓練

ア 消火器取扱い

イ 消火栓操作

ウ 消火用水（バケツ等）での消火方法

エ その他

(3) 避難訓練

ア 避難場所及び避難経路の決定

イ 避難誘導の要領

ウ 避難後の確認

エ その他

(4) 救出救護訓練

ア 資器材等の使用による救出

イ 応急手当

ウ その他

(5) 炊き出し訓練

ア 食料、飲料水、生活物資の調達

イ 炊き出し

ウ その他

(6) その他の訓練

その他防災活動等に関する必要な事項

2 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものをいう。

3 合同訓練は、住民等の団体と消防機関の消防隊等が合同で行うものをいう。

（訓練要領）

第5条 訓練は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 訓練は、実態に即した内容と方法により、規律正しく実施する。
- (2) 訓練は、地域住民が出来るだけ多数参加できる日時及び場所を選定して実施する。
- (3) 訓練は、事故防止に万全の注意を払い、安全管理の徹底を図り実施する。

(訓練等の届出)

第6条 訓練実施責任者は、消防機関に訓練を依頼する場合は、訓練計画書(様式第1号)を消防長へ届け出るものとする。

2 第4条第1項第4号イに規定する応急手当の訓練については、別に定める応急手当の普及啓発活動の推進に関する事務取扱要領を適用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(自衛消防訓練等の指導に関する実施要綱の廃止)

2 自衛消防訓練等の指導に関する実施要綱(平成7年要綱第2号)は、廃止する。

様式第1号(第6条関係)

## 訓練計画書

年 月 日		
猪 名 川 町 消 防 長 様		
申請者 氏 名		
名 称		
実 施 場 所		
訓練実施日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分	
訓練種別	通報連絡 消火 避難 救出救護 炊き出し その他	
1 個別訓練	2 総合訓練	3 合同訓練
訓練の概要又は指導してほしい内容		
参加人員	名	消防車両の種別
責任者	住所	
	氏名	電話番号
受 付 欄		経 過 欄

備考 印の欄は記入しないこと。